

## 回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(1) 食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて (★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策を継続的に実施するとともに、「大阪府食品ロス削減推進計画」の進捗状況、検証を行うこと。また、「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」による「パートナーシップ事業者」を拡大していくため、外食産業をはじめとする食品関連事業者に積極的な働きかけを行うこと。

府民に対しては、「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」については、アフターコロナでの外食増加を想定し、さらなる効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」「持ち帰り」を基本とする環境整備を進め、府の取り組み内容を示すこと。

また、枚方市・摂南大学での産学の取り組みのような、破棄される農作物・特産品(すもも)の有効活用策も検討すること。

(回答)

食品ロス削減を進めるため、庁内に「食品ロス削減ワーキングチーム」を設置し、各部局の取り組みについて検討及び情報共有するなどの取り組みを継続的に実施しているところです。

「大阪府食品ロス削減推進計画」の進捗状況、検証については、食品関連事業者、消費者、行政等で構成するネットワーク懇話会等の検討の場を活用し、各立場から意見交換を行い、計画の進捗管理や流通各段階の施策を具現化する取り組みを今後も展開してまいります。

民間事業者と協働で食品ロス削減に取り組んでいくため制度化した「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」においては、小売業・外食産業のみならず、規格外の食品を加工・販売する事業者やアプリ運営会社、自動発注システムを開発するIT事業者、損害保険事業者等、多様な分野から、平成31年2月の制度開始後、46事業者(令和6年1月現在)に参画いただいています。今後も、幅広い分野・業種の事業者積極的に働きかけ、事業者と連携した効果的な取り組みを進めていきます。

飲食店における食べ残し対策については、令和元年度“食べきり・持ち帰り”の実証実験を行って以後、飲食店・消費者双方がスムーズに“食べきり・持ち帰り”を進められる環境づくりに取り組んでいます。今年度は、市町村、シヨ

ッピングセンター事業者と連携し、センター内の飲食店において消費者に食べきりを促すキャンペーンを実施しました。

また、ホームページ掲載等で「3010 運動」の周知など府民に対する啓発活動を進めており、10月の食品ロス削減月間には、事業者や市町村との連携によりキャンペーンを実施してまいりました。

未利用食品の有効活用については、これまで事業者向けセミナーの開催や、事業者と連携した未利用食品に係る商品化の支援などを実施してまいりました。

引き続き、未利用食品の加工・販売を促進するパートナーシップ事業者等と連携し、取組みを進めてまいります。

(回答部局課名)

環境農林水産部 流通対策室

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題（運営費・人手・設備等）を解決するための相談窓口や活動関係者で構成する協議体の設置を検討すること。

加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

また、「フードバンクガイドライン」の策定によって支援のあり方が効果的になっているか検証を行うとともに、市町村によって取り組みの濃淡のないよう市町村と連携をはかること。

(回答)

未利用食品を有効活用するフードバンク活動は、食品ロスの削減において効果が期待されており、令和3年3月に策定した「大阪府食品ロス削減推進計画」において、基本的施策の一つとして位置付け、食品ロス削減ワーキングチームにおいても、食品ロス削減の推進のため福祉部局も含めた庁内関係部局と連携を図っているところです。また、フードバンク活動支援事業を実施している農林水産省と連携し、補助事業などの情報提供に努めています。

本府としては、フードバンク活動に関わる関係者を支える包括的なツールとして、関係者が押さえるべきルール・原則等をまとめた「フードバンクガイドライン」の作成や、事業者や市町村を対象とした未利用食品の有効活用のセミナー等を開催し、安全で透明性・信頼性の高い「フードバンク活動」が展開されるよう、支援に努めております。

また、事業者に対しフードバンク活動とその役割について理解を求め、希望する食品事業者にフードバンク活動団体を紹介する等、未利用食品の有効活用の取組拡大を進めています。

民間団体や社会福祉協議会などでフードバンク活動の「配る活動」が取り組まれる中、市町村担当者会議等で、それら事例共有や補助事業の紹介、ガイドラインの活用を促し、市町村にフードバンク活動の理解と協力を求めているところです。

引き続き、市町村や庁内関係部局、民間団体とも連携して、フードバンク活動のより一層の推進に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

環境農林水産部 流通対策室

## 回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(3)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について  
「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、府独自の判断基準（対応状況や対応時間の目安、対応体制の確立）の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

消費者教育推進法においては、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画する「消費者市民社会」の形成をめざすこととしており、消費者庁では、「消費者が商品等に不備・苦情・要望があったときの意見の伝え方」等、消費者向けの啓発資料等を作成しています。

府では、こうした資料を活用し、自立した消費者として、消費者が事業者等に意見を伝える際の適切な伝え方を示す啓発物を作成し、広く配付しています。また、府ホームページ、X（旧ツイッター）等で発信し、広く府民に伝わる取組みを行いながら、消費者行動について注意を促しています。

今後とも、適正な消費者の声を抑制することのないよう配慮しつつ、引き続き、適切な消費者行動について、様々な機会を通じ、消費者への教育や情報発信、啓発等の取組みを進めていきます。

(回答部局課名)

府民文化部 消費生活センター

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(3)消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（カスタマーハラスメント）の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、府独自の判断基準（対応状況や対応時間の目安、対応体制の確立）の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

(回答)

「改正労働施策総合推進法」が令和2年6月に施行され、大企業について、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が事業主に義務付けられました。中小企業においては令和4年4月1日から義務化され、現在すべての企業の事業主に、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられています。

また、「改正労働施策総合推進法」に基づくいわゆる「パワハラ防止指針」において、顧客等からの著しい迷惑行為（暴行、脅迫、ひどい暴言、著しく不当な要求等）により、その雇用する労働者が就業環境を害されることのないよう、雇用管理上の配慮を行うことが望ましいとされているところです。

こうしたことを受け、大阪府労働相談センターでは、労働相談や「きまえ研修（講師派遣）」などにおいて、「改正労働施策総合推進法」やそれに基づく「パワハラ防止指針」の周知・啓発に取り組んでいるところです。

引き続き、国と連携し、事業主等に対し、セミナーの実施や労働相談センターが作成している「職場のハラスメント防止・対応ハンドブック」の配布等により、法及び指針の周知・啓発等に努めてまいります。

(回答部局課名)

商工労働部 雇用推進室 労働環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。

この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

(回答)

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり推進会議」（会長：知事）の取組重点に「特殊詐欺の被害防止」を設定しており、平成 30 年度から更なる特殊詐欺対策を推進するため、府警察や大阪市・堺市のほか、特殊詐欺対策に専門的知見等を有する金融機関やコンビニエンスストアなどの民間企業等で構成する「特殊詐欺対策検討部会」（11 団体で構成）を設置し、多発している特殊詐欺の対策に取り組み、令和 5 年度も継続しています。

特殊詐欺の被害防止については、府民の方々が被害者とならないよう、消費生活センター、民生委員協議会や社会福祉協議会等とも連携し、その手口や防止対策について、情報提供を行ったり、高齢者宅へ配食サービスを行っている事業者等の協力を得て、直接高齢者に注意喚起を行っているほか、多くの府民が利用するコンビニやスーパーなどに特殊詐欺ポスターを作製・配布するなど幅広く府民に対して広報啓発を行っています。

また、ATM で携帯電話で通話をしながら送金しようとする高齢者がいれば、声をかけて、やめていただくよう呼びかけることを府民の常識として定着させるよう、関係機関と連携し、「ストップ！ATM での携帯電話」運動に努めています。

さらに、還付金詐欺を含む特殊詐欺の手口は、高齢者宅の固定電話に架電してくることが多いため、犯人からの電話を自動に遮断する機能等を有する機器の普及・促進を図ることが有効であり、このため、平成 29 年度から、対策機器を購入して高齢者に貸与を行う市町村に補助を行っています。

しかしながら、府内における特殊詐欺被害の状況は、認知件数・被害額ともに、依然として高水準で推移するなど、深刻な状況であることから令和 6 年度も引き続き、事業を継続していく予定です。

今後も、一人でも多く、特殊詐欺被害に遭う方を減らすことができるよう、引き続き、警察や市町村、民間企業等と連携して取組を推進していきます。

(回答部局課名)

政策企画部 危機管理室 治安対策課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。

この間、SNS やアプリなど、幅広い広報媒体を活用して周知をはかっているが、高齢者については、そうした媒体の利用については低いと思われるので、従来型のチラシ・ポスターでの周知の充実もはかること。

(回答)

特殊詐欺の被害防止対策としましては、安まちアプリや各種SNS、自治体の広報誌等のあらゆる広報媒体を活用し、最近の被害状況や具体的な犯行の手口、その予防策等、発生実態に即した、分かりやすくタイムリーな情報発信に努めているほか、防犯機能付電話機の普及や留守番電話機能の活用推進等を行っております。

SNS やアプリ等を利用していない高齢者等にも情報が届くよう、引き続き、従来型のチラシ・ポスターを作成し、商業施設や公共交通機関等への掲示、キャンペーン等を通じたチラシ配布等、被害を防止するための取組を推進してまいります。

(回答部局課名)

府警本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(5)「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

「2050年カーボンニュートラル」の実現に向け、「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」未表明の市町村に対してもさらに表明が進むよう働きかけること。

とりわけ、政府の「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が供給側の取り組みを中心としていることから、住民など需要側の行動を促す意識喚起の取り組みを積極的に進めていくこと。さらには、「大阪府地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」で示した2030年に向けて取り組む項目について市町村と連携するとともに、府民・事業者への周知を行うこと。また、実行計画の進捗状況、支援内容についても明らかにすること。

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

(回答)

「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」については、府内市町村との意見交換の場であるスマートエネルギー協議会等を活用し、ゼロカーボンシティの表明を積極的に働き掛けているところです。

需要側の行動を促す取組みについては、2021年3月に策定した大阪府地球温暖化対策実行計画において、府民等のあらゆる主体の意識改革・行動喚起を今後推進すべき重要な取組みとして位置づけており、持続可能性に配慮した消費の拡大や住宅の省エネを促進するための取組みなどを推進していきます。

また、ゼロカーボンシティ表明市町村との連絡会等を通じて脱炭素化に向けた府・市町村が連携した取組みの推進を図るとともに、府民等の意識改革・行動喚起の取組みや、セミナー等を通じた事業者への省エネ・再エネに関する普及啓発など、実行計画に掲げた取組みを広く周知し、着実に推進していきます。

実行計画の進捗状況については、毎年度、大阪府環境審議会気候変動対策部会で点検・評価を受けた結果を公表しており、その中では、府民向けの太陽光発電設備・蓄電池共同購入支援事業や中小事業者向けの補助制度を一例とした計画に掲げる取組みの実施状況及び今後の方向性をとりまとめて報告しております。

(回答部局課名)

環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 (下線部について回答)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(5) 「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明」とその実践に向けた産業界との連携強化について

グリーン成長戦略で実行計画が策定されている14分野を中心に、産業界との情報交換・意見交換を強化し、地元の事業所における取り組みの推進状況、今後の推進計画などに関して広く共有化を図り、規制の見直しなどを含めて、地方自治体として必要な支援を強化していくこと。

(回答)

産・学・官のプラットフォームである「H2Osaka ビジョン推進会議」を大阪市・堺市と共同で運営し、事業者間の交流やプロジェクトに係るアイデア創出を図るなど水素の利活用拡大に向けて取り組んでいます。

引き続き、このプラットフォームを活用し、グリーンビジネスの促進に向けて、産業界との連携を図っていきます。

また、ゼロエミッション化に向けた次世代モビリティの実用化促進に関する規制見直しを国に働きかけています。

(回答部局課名)

商工労働部 成長産業振興室 産業創造課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(6)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

事業者における再生可能エネルギーの導入については、太陽光などの発電設備を設置すること、使用している電力を再生可能エネルギー由来の電力に切替えることの、主に2つの手法があります。

太陽光などの発電設備の設置促進にあっては、大阪市と共同で設置する「おおさかスマートエネルギーセンター」において、事業者からの相談にワンストップで対応するとともに、国の補助金の情報提供や事業者向けのセミナー等を実施しています。また、令和5年度からは、中小事業者の太陽光発電設備の導入に対して補助を行う「中小事業者の対策計画書に基づく省エネ・再エネ設備の導入支援事業」を実施しています。

再エネ電力への切替え促進にあたっては、府内の需要家の掘り起こしを行い、全国の再エネ発電事業者とのマッチングを促進する「再エネ電力調達マッチング事業」を通じて、現在38施設で再エネ電力の調達を実現しています。当事業では、府ホームページで参画事業者を紹介し、脱炭素化の取組みを応援する認定証を交付するなど、再エネ電力を導入した中小事業者等の取組みを支援しています。

引き続き、再生可能エネルギーの導入促進に向け、効果的な支援策を検討していきます。

(回答部局課名)

環境農林水産部 脱炭素・エネルギー政策課 (下線部について回答)

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

回 答

団体名 日本労働組合総連合会大阪府連合会

(要望項目)

5. 環境・食料・消費者施策

(6)再生可能エネルギーの導入促進について

再生可能エネルギーの導入促進にあたって、条例を整備し調査コスト・開発リスクに対する各種補助金の充実を図るとともに、再生可能エネルギーを効率的に利用するために、高効率・大容量の蓄電が可能となる技術開発や、スマートグリッドの構築を支援するしくみを構築すること。

(回答)

府では、「エネルギー産業創出促進事業補助金」を通じて、蓄電池をはじめ、水素・燃料電池や再生可能エネルギー等に関して、新たな製品やサービスの創出などの事業化の促進に向けた研究開発などを支援しています。

(回答部局課名)

商工労働部 成長産業振興室 産業創造課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。